

一 蒲江前八所替

仁田原村上路百姓 富 威

富 威 吉

徒党強訴に対する藩府の裁断

一 文化九年正月の百姓一揆についての处罚
八節奉行手記「御用日記」による。)

提供人 斎藤 法一 羽 柴 五

同 六日 晴 (文文化九年六月六日)

一 入津浦組の内船倉へ所替

赤木村堂子 百姓 善 吉

善 吉

一 米津村組金利の内太田南へ所替

因尾村堂上津川百姓

權 兵 衛

同

当正月十二日徒党強訴相企謀村々へ者共

夫 郡威許

同

仰せつけられ候件作成、七十村(一四尾、中野、横川、富原、赤水、上直見、下直見の七ヶ村)役人總百姓とも呼出し、金所に於いて立の通り仰せ付けらる。(中野)

一 古賀島へ所替

同

上津川百姓 太

七

一 保戸島へ所替

同

上津川百姓 次右衛門

藏

一 古賀島へ所替

同

横川村 百姓

藏

一 古賀島へ所替

同

中野村 百姓 繁

藏

一 古賀島へ所替

同

武久死罪 家屋敷開所 納はの者成親類へ下し

置かれ候

一 指間の上 手錠 捺屋 所宿預

同

入牢等 仰付け置かれ候者共

人數

一 今日より御免居村へ御差遣

同

武捨三人

置かれ候

一 指間の上 手錠 捺屋 所宿預

同

入牢等 仰付け置かれ候者共

人數

一 上遇井 三賣宛

同

因尾村百姓

勘 賄 同 伝 藏

一 同 梅 藏

同

翁家村百姓

藤 藏 同 由

一 同 利 吉

同

吉 藏 同 長 平

同 破 平

一 同 常 藏

同

横川村百姓

新右衛門 上直見村百姓

一 菩提村銀の内九市尾へ所替

同

下直見村百姓

久 米 大

一 古 菩提村銀の改波岸洋へ所替

同

因尾村百姓

基

一 菩提村銀の内九市尾へ所替

同

下直見村百姓

吉 藏

一 古 菩提村銀の改波岸洋へ所替

同

因尾村百姓

基

一 菩提村銀の内九市尾へ所替

同

下直見村百姓

吉 藏

一 古 菩提村銀の改波岸洋へ所替

同

因尾村百姓

基

一 菩提村銀の内九市尾へ所替

同

下直見村百姓

吉 藏

同 □□郎 同三五郎 同兩右工門 同懸吉 同十吉 中野村百姓政太郎 仁宗村百姓

吉歲

一社職社人取揚居村へ差返

上直見村

社人

筑

前

一下直見村 上直見村 赤木村 仁田原村
横川村 因尾村 中野村

右七ヶ村惣百姓共駿馬筋出候者八疋軒二升
過料三貫文ばつ

一急度阿^{ハシマ}所宿預日數三十日

因尾村組太庄屋

高野津太衛門

一同

日數廿日

下直見村組太庄屋 佐藤基兵衛

一右同 横川村組太庄屋 仲四郎 蔡藏

一右同 横川村組太庄屋 仲五郎 郡兵衛

一右同 斎赤木村組太庄屋 仲六郎 郡兵衛

一右同 斎仁田原村組太庄屋 小野平太郎

一急度此^{ハシマ}上所宿預日數十五日

因尾村組

小庄屋六人

一急度此^{ハシマ}上所宿預日數十日

下直見村

上直見村

一急度此^{ハシマ}上所宿預日數十日

赤木村

仁田原村

一急度此^{ハシマ}上所宿預日數十日

横川村

右所々小庄屋 榊六人

一急度此^{ハシマ}上所宿預日數十日

右七ヶ村

地目付共

一古相濟 莆江村組 米木津浦組 入津浦組 保戸萬
蒲戸萬 古江浦、古浦々役人共呼出し、遠崎所替
ノ者共其浦々へ差遣候間念入札、若不増ノ義懸叶
候日時、早速申出候振仰せ付付ら札候。尤半表下
ナ百零、季細御書付留ニ付有候。

一右相濟 内所幸寄 七ヶ村所宿ノ者共残らず呼出
レ、今日又ト大庄屋小庄屋共 所宿預付仰せ付ら
札候段仰せ候。□^ト德庄屋吉野平右工門令
子六仰付付^ト趣。重々恐入奉り、恩召候段御請付
申上候。

一右一件 御裁許 仰出左付札候不^ト届の段
重々恐入奉り候。ニ付付^ト差候^ト相^ト候段
御家老佐久間彈正、戸食鐵部、御番頭中村志津摩
・横川長兵衛、当役袋野孫右三門、齋藤勘左上門
・脚目付山口源右工門、阿南宗兵衛、大々相^ト同候延
当役兩人、御目付阿南宗兵衛何^ト通^ト御付付^ト右
札、外御役人只及^ト八十、其勤被教、御出さ札候
(以下略)

(1) 前号に古手付と書ひたが、筆頭人久堂百姓共で古西浦

(2) 舞藤経次郎、其ノ元山内樹之^ト水^ト、因尾村李右工門、又^ト
足寄山口大野^ト水^ト、宝積院^ト深浦^ト流^トとある。藤島八
遠島は上花六人、その中足寄積院は加^トていなし。

(3) 附替八人女、二社主、尾高^ト一^トといわれて夫^ト、保戸萬へ云
夫^ト六人又一人す^トへん。古浦々へ所替である。

(4) 諸始末として^ト該害音の補償とか、一段下加わらず、大庄屋若^ト
の移行を示すものか、それ又所替を見て^ト。明確